

高山寺蔵「三宝絵」詞章遺文

小林芳規

目次

- 一、新出の高山寺蔵「三宝絵」詞章について
- 二、高山寺蔵本と東寺観智本との比較
- 三、高山寺における三宝絵の受容
- 四、（翻刻）高山寺蔵「三宝絵」詞章

一、新出の高山寺蔵「三宝絵」詞章について

源為憲が、永観二年（九八四）十一月¹¹に、冷泉院第二皇女の尊子内親王に御覽せさせんとして、作成した「三宝絵」は、今日、三種類三点の伝本が存している。第一種は、漢字交り平仮名文であり、巻中の大部分と巻下の一部を存する断簡である。その書写は、巻下の奥書「保安元年六月七日書うつしおはりぬ」により院政初期、保安元年（一一二〇）であることが分る。現在、東大寺切として、その断簡が諸家に散在するが、関戸有彦氏蔵の冊子一帖が最も多くを伝えてゐる。第二種は、漢字片仮名交り文であり、巻上・巻中・巻下及び総序を持つ完本である。その書写は、巻下の奥書に「文永十年八月八日¹²未刻書写了 戸下二十石三善朝臣（花押）」、（列筆）「東寺寶泉院本」とあるのにより、鎌倉中期文永十年（一一七三）であることが分る。東寺観智院に伝えられ、古興保存会の複製本三冊によってその全容が知られる。第三種は、和化漢文であり、これに部分的に假仮名の施されたものである。巻上・巻中・巻下を存するが、「寛喜二年（一一三〇）庚寅三月十九日（巻上・巻中は廿日、巻下は四月九日）」於

醍醐山西谷書写了「求法沙門教賢^{生年七十七}」の奥書のある本を、江戸時代の正徳五年（一七一五）六月中幹に「覆摹」したものである。その奥書に、

行三宝絵三卷者^{醍醐寺}院前大僧正有雅所蔵也

乙未之夏借其旧本而覆摹之 遂加再校以収書庫云
正徳五年六月中幹 養民堂主人識

とあるのによると、親本は醍醐寺に伝わって来たものであることが知られる。覆摹本は前田家尊経閣に伝えられる。

これらの三種類の三本は、相互に、文章の表記が異なる上に、字句にも異同があつて、三本間の関係を明らかにするのは有益である。しかし、その詳細な比較考察も、更には為憲の原著の内容を推定することも、課題として多くが残されて来た。その一因としては、三つの種類のそれぞれに属する伝本が、一本ずつだけであつたことが挙げられる。平仮名文の東大寺切、漢字片仮名交り文の東寺観智院本、和化漢文の前田家本が、各一本ずつしか伝わっていないために、比較考察には、いきなり表記の異なる三種類の伝本を取上げることになつてしまつたのである。若し、同一表記の伝本中に系統の異なる諸本があつて、それらが親子関係、或いは兄弟関係にあつたな

らば、比較考察の作業はもつと容易であつたに違いない。

所が今般京都洛西の栴尾高山寺の経藏から見出された、三宝絵詞章の遺文は、漢字交り片仮名文であつて、東寺観智院本とは文章の表記が同じ種類であるが、字句などには異同が多くて、別種の伝本の出現として注目されるのである。

新出の高山寺藏三宝絵詞章の一帖は、今回の高山寺典籍文書綜合調査回の経藏調査によって見出されたものであつて、高山寺聖教類第四部第八七函二四号として整理されたものである。室町初期書写で、料紙は楮紙を用い、これを袋綴に仕立てた柙型本で、縦二三・五厘、横二一・〇厘、表紙共五丁の冊子である。三宝絵の文章は、一丁表から三丁表までに一頁十一行平均に書かれ、その内容は観智院本と比べるに、巻下の七月、「孟蘭盆加自恣」の全文に當つてゐる。紙背には漢文及び平仮名交り文の文書があり、表紙に「束第廿箱」「奉書写 定光」「定光」「舍利札一遍」及び外題等の文字、見返には「三宝繪言葉」「國語」「神通自在道礼」「奉書寫 舍利札 舍利」「三寶繪言葉内之」等の文字があるが、奥書は無い。三丁裏以下は三宝絵詞章とは直接

に關係なく、三丁裏には「一心頂礼万徳田滿釋迦如来」以下六行の経文、四丁表には「初発心時便成正覺具足患身」等及び習書様の字句が書かれ、四丁裏（即ち裏表紙に當る）には、「栴尾高山寺方便智院」等の文字がある。表紙外題は、

三宝繪言（部文様）

孟蘭盆供事 加自恣

とあり、内題は、

孟蘭盆供 加自恣

とある。以上が新出本の書誌の概要である。

この高山寺藏三宝絵詞章の全文は、本稿の末尾に翻字して示した。この新出本は、従来の三宝絵から得られた知見に対して、新たに付加える点として一見して先ず次の二点がある。

第一は、その書名が「三宝繪言葉」とある点である。この文献には、外題に「三宝繪言葉」とある。「葉」は十部破損しているが、明らかに「三宝繪言葉」と読まれる。表紙見返に同筆で、右端に「三宝繪言葉」とあり、左端にも「三寶繪言葉内之」とあり、しかも見返の字句は表紙の文字と通ずるものが多いから、外題も「三宝繪言葉」であつたと見られる。一体、派為憲著のこの作品の名称には、「為憲記」

（扶桑略記）、「三宝絵物語」（太子伝玉林鈔卷十六・卷三十、実隆公記）もあるが、一般的には「三宝絵」又は「三宝絵詞」が行われている。このうち「三宝絵」として「詞」を付けない名称は、先ず現存の三版本が共にこの方を用いており、関戸家蔵保安元年写本が「三宝絵」、東寺観智院本文永十年写本の内題が「三寶繪」、前田家本が「三寶繪三卷」とわる。又その書名を引用した文献でも、大鏡卷三「三寶繪」、叡岳要記「源為憲三寶繪草案」、歴代皇紀「為憲三寶繪」、袖中抄卷三「為憲が三寶繪」とあり、又後述のように、高山寺蔵秘抄の引用も高山寺聖教目録（建長年間写）も「三寶繪」である。これに対して、「三宝絵詞」と「詞」を付ける名称は、太子伝玉林鈔（文明年間）卷二の「源為憲卿三寶絵詞云」であり、又、東寺観智院本の外題（後筆であろう）が知られていたが、高山寺蔵本の外題「三宝繪言葉」もこの類に加わる。これらによると、「三宝絵」が鎌倉時代以前に用いられており、「三宝絵詞」は後の新しい名称であるらしい。高山寺蔵本の外題もこの新しい名称を示しており、その書写時期の室町初期には少くともこの名称が生じていたことを知らしめるのである。

第二は、その文章の表記が片仮名交り文である点である。この点では、高山寺蔵本が東寺観智院本と同じ種類のものであることが分る。しかし両者を比較してみると、表記に相違のあることが明らかになる。例えば、東寺観智院本が、

飯スナハチ火トナリスミトナリスレハクフ事ア

タハス、目連クヒカナシニテ仏一申（五十八オクと行）のように、片仮名が漢字と同じ大きさで書かれており、いわゆる漢字交り片仮名文であるのに対して、高山寺蔵本では、同じ箇所を、

飯即火ト成リ炭ト成ハレ喰事不能ス、目連 時悲

テ返テ仏ニ申ス（一オクと行）

のように、漢字に小書きの片仮名を交えた、片仮名宣命体の、いわゆる片仮名交り文で表記されているのである。

ここで想起されるのは、東寺観智院本の文章の表記が巻上・巻中・巻下の三巻とも同じではなく、巻中と巻下とは、右の例のように片仮名が漢字と同じ大きさの、漢字交り片仮名文が主体となっているのに対して、巻上は片仮名宣命体のいわゆる片仮名交り文であったことである。つまり、高山寺蔵本三宝絵言葉の文章は巻下であるが、東寺観智院本の巻上

の表記と一致することになる。これはどのようなに理解したらよいのであろうか。

それには次の三通りの場合が一応考えられる。

(1) 巻上と巻中・巻下との文章表記の相違は、源為憲が作成した原本において存しており、観智院本はそれを忠実に伝えている。

(2) 原本の表記が、片仮名を用いた文章に書改められた時点では三巻ともに同一の文章表記であり、それは観智院本巻上と巻下と同じ漢字交り片仮名文であったが、転写の過程で、巻上のみは片仮名宣命体に変えた。

(3) 原本の表記が、片仮名を用いた文章に書改められた時点では三巻ともに同一の文章表記であり、それは観智院本巻上と同じ片仮名宣命体の片仮名交り文であったが、転写の過程で、巻中・巻下は漢字交り片仮名文に変えた。

先ず、(1)の場合を考えるに、源為憲が三宝絵を作成した永観二年(九八四)には、未だ片仮名で絵物語のような長文の日本語の文章を綴ることは難かつたであろうから、これは成立しにくい。仮にそのような文章を創案したとしても、巻上と巻中・巻下とを異なつた表記にすることは極めて不自然である。

次に(2)の場合を考えてみよう。三巻ともに片仮名を用いた同一の文章に書改めた時期は未詳であるが、片仮名の変遷から推定するならば、恐らく院政初期以降であろう。院政期になると、現存文献でも、片仮名交り文の打聞集や今昔物語集、漢字交り片仮名文の極楽願往生歌や大和物語(打聞集附載)などがあってその証となる。転写の過程に表記様式が変えられる時、巻上だけ片仮名交り文に変えられるのは不自然である。仮に巻中↓巻下↓巻上の順序に転写するとしても、漢字交り片仮名文を宣命体片仮名交り文に変えることは時代の趨勢に逆行することになる。

院政期から鎌倉時代にかけては、宣命体片仮名交り文の小書きが、漢字と同大に書かれるようになり、漢字が仮名表記に変えられたりして、次第に漢字交り片仮名文に変わって行くのが趨勢である。この点から考えると、三巻ともに宣命体片仮名交り文であった親本を転写する際に、巻上だけは親本の表記に従つたが、巻中と巻下とは時代の趨勢に従つて、表記を改め、漢字交り片仮名文にしたと考える(3)が、最も自然のように思われる。

さすれば、五山寺蔵本が宣命体片仮名交り文であ

るのは、東寺観智院本より古く、卷上・卷中・卷下ともに宣命体片仮名交り文の三宝絵文本が存したことを考えざるものであろう。観智院本は鎌倉中期文永十年の書写、高山寺蔵本は室町初期の書写本であるが、観智院本の巻中・巻下が文本の表記を変えたのに対して、高山寺蔵本は巻下も表記を変えずに親本たる文本に忠実に伝写したものであろう。後述のように、高山寺蔵類秘抄の鎌倉初期承久二年（一二二〇）書写本に引用された、三宝絵巻下の一節が、やはり宣命体片仮名交り文であるのはその証となる。尚、高山寺蔵本の表記が、観智院本巻下のような漢字交り片仮名文を、再び宣命体片仮名交り文に改めたと考えることは時代の趨勢に逆行し、極めて不自然である。

以上の、名称と文章表記との二点の事柄は、高山寺蔵本を一見して、直ちに知られる所である。その名称が後世の新しい書名を外題に持っていることと、文章表記が、観智院本より古い形を伝えているといふことは矛盾するようである。しかし、文章の表記は古本を忠実に転写しても、名称に当世の新しい書名を採用することもありうる。高山寺蔵本はその例と考えられる。

二、高山寺蔵本と東寺観智院本との比較

高山寺蔵本は、東寺観智院本巻下と文章の表記は異なるが、共に片仮名を用いた同種類の本である。従って、各語句について逐一、比較し分析して、両本の異同を考察することが出来る。ここでは、それらを整理して示すことにする。

一、表記

(1) 高山寺蔵本が漢字で表す語を、観智院本は片仮名で表す。(↓の上が高山寺蔵本、下が観智院本)

御坐シ、(一〇二) ↓ ヲハシマシ、(五七ウ六)

始テ(一〇三) ↓ ハシメテ(五七ウ七)

得テ(一〇三・三〇三) ↓ エテ(五七ウ七・六〇オ五)

渡_シ養_テ(二〇三) ↓ ワタシテヤシナヒ(五七ウ七)

見ルニ(一〇四) ↓ ミルニ(五八オ一)

其(一〇四・三〇四) ↓ ソノ(五八オ一・六〇ウ三)

其ノ(二〇九) ↓ ソノ(五九オ八)

此(一ウ六) ↓ コノ(五八ウ四)

此ノ(三〇二) ↓ コノ(六〇オ五)

此世ノ(二ウ五) ↓ コノヨノ(五八ウ二)

飢_渡ル_事(二〇五) ↓ 飢_ヤヒタルコト(五八オ一)

連テ(一〇六) ↓ ツラナリ(五八オ二)

悲泣テ (二オ6) ↓ カナシミナキテ (五八オ2)
 盛テ (一オ7) ↓ モリテ (五八オ3)
 行テ (一オ7) ↓ ユキテ (五八オ3)
 与フ (一オ7) ↓ アタフ (五八オ3)
 取テ (一オ8) ↓ トリテ (五八オ4)
 即 (一オ9・ニウ4) ↓ スナハチ (五八オ4・五九ウ6)
 灰リ炭ト
 成ハレ (一オ9) ↓ ナリヌレハ (五八オ5)
 喰事 (一オ10) ↓ クフ事 (五八オ5)
 重シ (一オ11) ↓ ラモシ (五八オ6)
 一人 (一オ11) ↓ ヒトリ (五八オ6)
 五菓 (一ウ1) ↓ 五ノクタ物 (五八オ7)
 入テ (一ウ1) ↓ イレテ (五八オ8)
 諸ノ (ニウ2・ニオ7) ↓ ヒロクノ (五八オ8・五九オ6)
 借ニ (一ウ3) ↓ カリニ (五八ウ1)
 皆 (一ウ4・一ウ10) ↓ ミナ (五八ウ2・五八ウ8・
 ニオ5・ニウ1) ↓ 五九オ5・五九ウ3)
 受 (一ウ4) ↓ ウク (五八ウ4)
 宣フ (一ウ6) ↓ ノタマフ (五八ウ3)
 苦 (一ウ6) ↓ クルシミ (五八ウ4)
 力也 (一ウ7) ↓ カナリ (五八ウ5)
 若 (一ウ7) ↓ モシ (五八ウ5)

末世ノ (一ウ8) ↓ スエノヨノ (五八ウ5)
 在ラム (一ウ10) ↓ アラム (五八ウ7)
 調テ (一ウ11) ↓ ト、ノヘテ (五八ウ8)
 為ニセ (ニオ1) ↓ タメニモヒハ (五九オ1)
 為ヨセ (ニオ2) ↓ タメニハ (五九オ2)
 元ラム (ニオ2) ↓ ナク (五九オ2)
 離テ (ニオ2) ↓ ハナレテ (五九オ2)
 受因メヨ (ニオ3) ↓ ウケシメムト (五九オ3)
 行ハム者ハ (ニオ3) ↓ ラコナハムモノハ (五九オ3)
 常ニ (ニオ4) ↓ ツネニ (五九オ3)
 公私モ (ニオ5) ↓ 大ヤケワタクシモ (五九オ5)
 善 (ニオ6) ↓ アマネク (五九オ5)
 念ク (ニオ6) ↓ イソク (五九オ5)
 宣ハル
 見ハレ (ニオ6) ↓ ミレハ (五九オ6)
 落テ (ニオ7) ↓ ラチテ (五九オ7)
 告ヲ受ル (ニオ8) ↓ ワルシヒラウク (五九オ7)
 聖ヲ非ス (ニオ8) ↓ ヒシリニアラス (五九オ7)
 无クレ (ニオ8) ↓ ナケレハ (五九オ8)
 作ル (ニオ10) ↓ ツクレハ (五九ウ1)
 有テ (ニオ10) ↓ アリテ (五九ウ1)
 音 (ニオ11) ↓ コエ (五九ウ2)

作シ_レリ (ニオ11) ↓ ツクリシ (五九ウ2)
 无ク (ニウ2) ↓ ナク (五九ウ3)
 苦ヲ (ニウ2) ↓ クルシヒ (五九ウ3)
 水 (ニウ2) ↓ ナカク (五九ウ3)
 親 (ニウ3) ↓ オヤ (五九ウ4)
 親ヲ導 (ニウ3) ↓ ヤヤヲミチヒク (五九ウ5)
 志 (ニウ3) ↓ 心サシ (五九ウ5)
 疎ラム (ニウ4) ↓ オロンカナラム (五九ウ5)
 前 (ニウ5) ↓ マヘ (五九ウ6)
 集 (ニウ6) ↓ アツム (五九ウ7)
 仕セテ (ニウ6) ↓ マカセテ (五九ウ7)
 湊ネ (ニウ6) ↓ ツラネ (五九ウ7)
 依テ (ニウ6) ↓ ヨリテ (五九ウ7)
 儲テ (ニウ7) ↓ マウケテ (五九ウ8)
 施ス (ニウ8) ↓ ホトコス (六十オ1)
 削リ (ニウ8) ↓ ケツレリ (六十オ1)
 在 (ニウ8) ↓ アリ (六十オ1)
 用ル事ヲ免ス (ニウ9) ↓ モチ事ルコトヲルス (六十オ2)
 在ト (ニウ9) ↓ アリト (六十オ2)
 裏_メ (ニウ10) ↓ ツ、メリ (六十オ3)
 一ノ (ニウ11) ↓ ヒトリノ (六十オ3)
 病ヲ (三オ1) ↓ ヤムヲ (六十オ4)

呵利勒丸 (三オ1) ↓ カリロク (六十オ4)
 与_キハタリ (三オ1) ↓ アタハタリキ (六十オ4)
 善キ (三オ2) ↓ ヨキ (六十オ4)
 受ク (三オ2) ↓ ウケ (六十オ5)
 水 (三オ3) ↓ ナカキ (六十オ5)
 无ト云ヘリ (三オ3) ↓ ナシトイヘリ (六十オ5)
 施テ (三オ5) ↓ ホトコシテ (六十オ7)
 得ト云ヘリ (三オ6) ↓ ウトイヘリ (六十オ7)
 振レリ (三オ6) ↓ ハレリ (六十オ8)
 施シテ (三オ7) ↓ ホトコシテ (六十オ8)
 生テ (三オ8) ↓ ムマル (六十ウ1)
 喜樂事 (三オ9) ↓ ヨロコヒタノシヒ (六十ウ2)
 云フ (三オ9) ↓ イヘリ (六十ウ2)
 与フル (三オ10) ↓ アタフルニ (六十ウ2)
 少カラム (三オ10) ↓ スクナカラム (六十ウ3)
 其中ニ (三オ10) ↓ ソノナカニ (六十ウ3)
 施スル (三オ10) ↓ ホトコス (六十ウ3)

尚、高山寺蔵本が「日_ヒ間」と表した語を、観智院本
 が片仮名で表した例がある。
 日_ヒ間モ无ク (ニウ1) ↓ ヒマモナク (五九ウ3)

○(1)の反対の例、即ち観智院本が漢字で高山寺蔵本
 が仮名で表す場合は、次の一例のみである。

ヨ・ヨリ (一オ2) ↓ 世ヨリ (五七ウ6)

これは高山寺蔵本が、誤って助詞の「ヨリ」を書いでしまい、後に「リ」の上に助詞「ヨリ」の「ヨ」を補入した結果として生じたものである。この一例を除くと例外はなくなる。

(2) 高山寺蔵本が漢文式返読で表す語句を、観智院本は片仮名で表す。

无限ヲ (一オ5) ↓ カキリナシ (五八オ2)

欲食ニル (一オ8) ↓ クハムトスルニ (五八オ4)

未食ニル (一オ9) ↓ イマタロニイラヌニ (五八オ4)

不能ス (一オ10) ↓ アタハス (五八オ5)

非可何 (一オ11) ↓ タスクヘキニアラス (五八オ6)

從此後ハ (二オ5) ↓ コレヨリノチハ (五九オ4)

依子テ (二オ7) ↓ 子ニヨリテ (五九オ6)

被免ル事 (二ウ2) ↓ マヌカル、事 (五九ウ3)

令書ハレ (三オ5) ↓ カキウツサシムレハ (六十オ7)

令讀誦ハレ (三オ8) ↓ ヨミ誦セシムルハ (六十ウ1)

無比シ (三オ9) ↓ ナラヒナシ (六十ウ2)

○この反対の例は見られない。

(3) 両本共に漢字であるが、表記の異なるもの

歆喜給ヲ (一ウ10) ↓ 歆喜シ玉ヲ (五八ウ8)

仏ノ宣ク (一ウ8) ↓ 佛乃玉ハク (五八ウ6)

宣リハ (二オ4) ↓ 玉ヘリ (五九オ4)

是時ニ (二ウ7) ↓ 此時ニ (五九ウ8)

盆ノ内ニ (一ウ1) ↓ 盆ノ中ニ (五八オ8)

寺ノ内ノ (二ウ5) ↓ 寺ノ中ノ (五九ウ6)

「内」と「中」とは、或いは「ウチ」と「ナカ」との違いを示すかも知。さすれば語詞の相違となる。

耳耳 (一ウ3) ↓ 聲聞 (五八ウ1)

高山寺蔵本の「耳耳」は抄物書を用いたものである。

尚、両本共に漢字は同じであるが、観智院本には

派仮名を施したものがある。

朴ノ皮干薑 (二ウ10) ↓ 朴皮干薑 (六十オ2)

風行天 (三オ8) ↓ 風行天 (六十ウ1)

二、語詞

(1) 高山寺蔵本が字音語である所を、観智院本が和語を用いる。

仙道ヲ (一ウ2) ↓ ミチヲ (五八オ8)

報セヨ (二オ4) ↓ ムクヒヨ (五九オ4)

慇懃世 (二ウ3) ↓ ネムコ口ナリキ (五九ウ4)

殊勝世 (三オ10) ↓ 殊ニ勝タリ (六十ウ3)

(2) 高山寺蔵本が漢文訓読語である所を、観智院本が和文語を用いる。

聊ニ (一オ8) ↓ イサ、カ (五八オ4)

諸ノ味(一ウ¹)↓モ、チノ味(五八オ⁷)
 願ハ(ニオ³)↓コヒネカハ(五九オ³)
 父母ニ親^{ラシ}テ(ニオ¹¹)↓父母ニ(五九ウ²)
 左ノ手^{ラシ}テ(一オ⁷)↓左ノ手シテハ(五八オ³)
 右手^{ラシ}テ(一オ⁸)↓右ノ手シテハ(五八オ³)
 律ノ比立ハ(ニウ⁸)↓律ニイハク、比立ハ(六十オ¹)

(3) 高山寺蔵本に助詞・助動詞のない所を、観智院本はそれを読添える。

生タル所^ヲ(二オ⁴)―生^ルタラム所^ヲ(五八オ¹)
 樂ヲ受^ルメヨ(ニオ³)―樂ヒ^ラウケシメ^ルト(五九オ³)
 ト云フ(三オ⁹)―トイヘリ(六十ウ²)
 皆行フ(ニオ⁵)―ミナ行^ラム(五九オ⁵)
 思ヒ出^テ(ニウ¹)―思出^テツ(五九ウ²)
 父母、七世^ニ―父母モ七世ノ父母モ(五八ウ²)
 父母(一ウ⁵)

○逆に、高山寺蔵本に助詞・助動詞があるものは、次の二例である。

養^テカ(一オ³)―ヤシナヒ(五七ウ⁷)
 此事^ヲス^ヘシ(ニウ⁸)―此事ス^ヘシヤト(五八ウ⁶)

しかし、これは高山寺蔵本が、観智院本に比べて却って訓読調が勝っていることを示すものであって、(1)(2)の傾向と同じ方向のものである。語調の異同に見られる両本の相違は、高山寺蔵本が、(1)字音語を用い、(2)漢文訓読語を用い、(3)推量の助動詞や添恵助詞などを読添えないものであって、総じて観智院本の同箇所に比して、漢文訓読調の勝っていることを表している。

三、語句の有無

(1) 高山寺蔵本に存する語句が、観智院本には無いもの。

ハシメ給^セ也(一オ²)―ハシマレル^セ也(五七ウ⁶)
 其ノ飢^渡ル事(一オ⁵)―飢ヤセタル^{コト}(五八オ¹)
 盛^テ持^テ行^園(二オ⁷)―モリテエキ^テ(五八オ³)
 鉢^ヲ把^テ飯^ヲ取^ニ(二オ⁸)―飯^ヲサツク(五八オ³)
 徒^ニ飯^即 飯スナハチ
 火ト成^リ(一オ⁹)―火トナ^リ(五八オ⁴)
 呼^悲テ返^テ 火トナ^リクヒカナシ^ヒテ
 仏ニ申^ス(一オ¹⁰)―仏ニ申^ス(五八オ⁵)
 天上ノ樂^ヲ(ニオ³)―天ノ樂^ヒヲ(五九オ³)
 常ニ思^フヲ思^ヒ(ニオ⁴)―ソネニ思^ヒ(五九オ³)
 愚^越ノ中^ニ

輪廻スレト (ニオ九) | 輪廻スラムオモ (五九オ八)

昔已^シ (ニウ三) | 已ニ (五九ウ四)

經法文ヲ (三オ五) | 經法ヲ (六十オ七)

僧ニ施シテ | 法師ニホトコシテ

涼^クテ經ヲ (三オ七) | 經法ヲ (五九ウ七)

もの

生タル所ヲ (二オ七) | 其生^レタラム所ヲ (五八オ一)

出ト宣フ (一ウ五) | 出ル事^レ得ト乃タマフ (五八ウ三)

弟子モ又 (一ウ八) | 御弟子モ若^シ又 (五八ウ五)

僧ニ (一ウ二) | モロ^クノ僧ニ (五九オ一)

輪廻スレト (ニオ九) | 輪廻スラム (五九オ八)

オモミスシテ

地獄ノ

地獄ヲ照ス

火中ニ (ニオ二) | 光ノ中ニ (五九ウ一)

呵利勒丸ヲ (三オ一) | ノカリロクヲ (六十オ四)

帛筆ヲ (三オ四) | 紙墨筆ヲ (六十オ六)

經ヲ | 經法ヲ (六十オ八)

令讀誦^レハ (三オ八) | ヨミ誦セシムルハ

少カラム (三オ一〇) | カロクスクナカラム (六十ウ三)

(1)は、観智院本が当該語句を不用意に誤脱した可能性がある。(2)は、高山寺蔵本が当該語句を誤脱し

た可能性もあり、反面、観智院本が付加したことも考えられる。

四、文の終止・連続・及び語句の順序の異同

(1)高山寺蔵本が文を終止する所を、観智院本は連続する。

父母ヲ渡^テ養テ | 父母ヲワタシテヤシナヒ

長^クリ (一オ四) | 立タル恩ヲ (五七ウ七)

百年 | 百年ニシテ

病^クラ^カ (ニオ二) | 病^クナク (五九オ一)

七世ノ父母ノ | 七世ノ父母カ

為^ニセ (ニオ二) | タメニハ (五九オ二)

其ノ子後ニ追求ニ | ソノ子後ニ思ヒテ

功德ヲ作ル (ニオ一〇) | 功德ヲツクレハ (五九ウ一)

樂ヲ受ク (三オ二) | 樂ヒヨウケ (六十オ五)

(2)高山寺蔵本が文を連続する所を、観智院本は終止する。

諸ノ苦ヲ受^ル物^ク | ナ刀ククルシヒヨウケ

子 (ニオ八) | ソノ子 (五九オ七)

昔作^レリ所ノ罪ヲ | 昔ツクリシ所ノ罪ヲ

思ヒ出^テ (ニウ一) | 思出^テ (五九ウ二)

(2)は例数も少く、右の二例は転写の過程で、いずれかに字句の改変の加えられた可能性がある。

(3) 語句の順序の異同

七月十五日ニ諸ノ味、美食、

五菓等ヲ潛テ(一ウ1)―

―七月十五日ニモ、チノ味、五ノクダ物、

諸ノムマキクダ物ヲソナハテ(五八オ7)

扇ヲ以テ僧ニ施シテ(三オ7)―僧ヲミテ扇ヲホトコシテ(六オ8)

五、語詞の異同

(1) 意味の近似する語等における異同

飯ヲ取ニ(一オ8)―飯ヲサツク(五八オ3)

叫悲テ(一オ10)―クヒカナシヒテ(五八オ5)

云ク(一オ11)―ノタマハク(五八オ5)

齋テ(一ウ1)―ソナヘテ(五八オ7)

勤テ(一ウ2)―モトメ(五八ウ1)

位ニ至ル(一ウ3)―位ニイル(五八ウ1)

免ルハヌ(一ウ7)―マヌカレヌ(五八ウ4)

免ルハヌ(一ウ7)―マヌカレヌルハ(五八ウ5)

供養セ(ニオ1)―供セヨ(五九オ1)

救報ル事(ニオ9)―ムクエヘキ事(五九オ8)

呼移テ(ニウ1)―キエウセテ(五九ウ3)

届ル(ニウ7)―ミテル(五九ウ8)

来リ扇ヲ(三オ8)―来リ吹テ(六十ウ1)

食ヲ受(一ウ4)―飯ヲウク(五八ウ2)

諸人モ(一ウ10)―ヨロツノ民モ(五八ウ7)

苦ヲ(ニオ7)―ツミヲ(五九オ6)

親ツ心(ニウ3)―オヤノ心サシ(五九ウ4)

争カ(ニウ4)―争カ(五九ウ5)

是レ此ノ(一ウ4)―コレヲノ(五八ウ2)

形ヲ顯シ(一ウ3)―形ヲアラハレテ(五八ウ1)

(2) 特に、助詞・助動詞等の異同

目連ノ母(一ウ6)―目連ノ母(五八ウ3)

父母ノ為ニセ(ニオ2)―父母ヲタメニハ(五九オ2)

子ヲ思ヘル(ニウ2)―子ヲ思ヒケル(五九ウ4)

帛筆墨ヲ法師ニ(ニウ2)―紙筆ヲモ弁テ法師ニ

施シ(三オ5)―ホトコシテ(六十オ6)

恩ヲ原セム(ニウ2)―恩ヲムクヒント

(3) 意味の異なる語における異同

恩ヲ原セム(ニウ2)―恩ヲムクヒント

皮ト骨ト連テ(ニオ4)―皮ト骨トツラナリ

枯テ在リ(一オ6)―タテリ(五八オ2)

孝在ラム者皆仏ノ(ニウ10)―孝アラムモノハミナコノ

歡喜ニ給フ日(ニウ10)―歡喜シ玉フ日

(五八ウ8)

③ 諸ノ苦ヲ受ル物^クナカククルシヒヲウク^クソノ

子(ニオ八) — 子(五九オア)

④ 神、此日安居^{ヤハツ}ヤハツ 抑、此日惡^{ツク}ヲツクレハ

即自恣^{ヲ増ス} スナハチ自恣^{ヲオコナ}

(ニウ4) — フ(五九ウ6)

⑤ 能^ク親^ク導^ク此^ク志^ク、 ヲヤヲミチヒク子^ノ心

今日向^ツ疎^ク子^シラム サシ今日争^カオロン

(ニウ3) — カナラム(五九ウ5)

この異同は、今までの異同と相違する所がある。一五の(1)(2)の異同は同一種類の伝本の少異として理解することが出来るものであった。しかし、この五の(3)は事情が異なるように思う。

⑥ ①については未勘であるが、②③は「仏」「物」と「此」「其」の字形の類似を介しての誤字の可能性がある。④と⑤とは、「安居」と「惡」「此」と「子」との音の類似に基いて生じた異文である。それが耳から音声を通じて文字化する段階に生ずる異文であるならば理解し易いが、三宝絵の片仮名交り文の場合には有り得難く、他の類例が少なすぎる。文字を通して転写の過程で生じたとするならば、このような異文が生ずるのは、漢字表記ではなく、恐らく両本の共通祖本が仮名である場合である。その

仮名は恐らく平仮名であつたらう。「安居」「惡」の語は片仮名文では漢字表記される性格の字音語だからである。平仮名文ならば「あこ」(藤昔の無表記)「あく」と表記されることもあり、そこに異文の発生する可能性がある。

もしこの推定が許されるならば、三宝絵の片仮名交り文として現存する二本、高山寺蔵本と東寺観智院本との共通祖本は、平仮名文であつたと考えられる。さすれば、関戸家本の平仮名文(草仮名を多く交える)との関連も生ずることになるのである。この僅かな例だけで大胆な推測をすることは慎しまねばならぬが、たとい少数例ではあつても、現存の伝本の関連を考へる手掛りを与えてくれる点で、高山寺蔵本の出現は注目されるのである。

三、高山寺における三宝絵の受容

高山寺蔵三宝絵は、既に述べたように、その内容が巻下の中の孟蘭盆供の全文を収めている。三宝絵巻下は、東寺観智院本によれば、各寺社において行われた各種の法会の由来や概況を一月から十二月に至る月次に三十一編に著している。孟蘭盆供はその中の一編であつて、「文殊会」と共に七月の行事

である。

高山寺蔵三宝絵は、三宝絵の中からこの一編だけを抜き出して書いたものなのであるうか。或いは三宝絵の全文乃至は巻下の全文が同時に書かれたものであつた中でこの一編だけが偶々残つたものなのであろうか。この文献の体裁から見れば、当初から孟蘭盆供の一編だけを抜き書したことは明らかである。孟蘭盆会は、古来、旧暦七月十五日に広く民間の年中行事として伝えられ来ており、三宝絵のこの一編がその性質上、独立的な内容であり、その法会を説くのにふさわしい所から、このような抜き書が行われたと考えられる。

しかも、高山寺には鎌倉時代に三宝絵が伝わっており、高山寺住僧の中に三宝絵が知られていたことも確かであり、その証がある。

先ず、高山寺蔵類秘抄（重要文化財、第一部第一九一号）三帖の中に「三寶繪下云」としてその引用文が載っている。類秘抄三帖は鎌倉初期承久二年（二二〇）に明恵上人の高弟の定真が書写した本であり、袋綴大本で、「方便智院」の朱印が捺してある。その第二冊は、「行儀作法、護法、諸雜印明」を収録したものであり、奥書に、

本云／仁平四年（一一五四）正月卅日書了

勸修寺住侶智海（以上本奥書）

承久二年正月十三日亥時許於佐女牛

宿所於燈下書之

定真

（追筆）「交合□」

とある。その冒頭に「正五九事」の系があり、そこに、次のような三宝絵巻下の引用がある。

三寶繪下云經云正五九月ニハ帝尺南閻浮提ニ向

テ衆生ノ所作善惡ヲ注ス此月ニハ沐浴潔齋シ諸善事ヲ行云々可勤本

というのである。因みに、東寺觀智院本の同箇所を見ると、巻下の正月、修正月に、

又經ニ云ク正月五月九月ニハ帝尺南閻浮提ニ向

テ衆生ノツクル所ノ善惡ヲシルス此月ニハ湯ア

リミイモヒシテモロノヨキコトヲオコナハト

イヘリ（ヒドウ一行と4行）

と表記され、ほぼ同じ内容の文章がある。

この類秘抄引用文と東寺觀智院本とを比較すると、次の諸点が明らかになる。

(1) 冊本は共に片仮名と漢字とによる文章表記であり、内容はほぼ同じであるが表記に少異がある。

(2) 類秘抄引用文は、片仮名宣命体の片仮名文り文で

あるが、東寺観智院本は漢字文リ片仮名文である。

(3) 類秘抄引用文が漢字表記の語を、東寺観智院本は片仮名で表す、「所作↓ツクル所ノ」注ス↓シ
ルス」諸善事ヲ↓モロノヨキコトヲ」行
↓オコナヘ」。又、類秘抄引用文が字音語で表す
所を、東寺観智院本は和語で表す、「沐浴↓湯ア
ミ」「潔齋↓イモヒシテ」云々↓トイヘリ」。

(4) 類秘抄引用文は短文であるが、東寺観智院本と比
較した結果、その異同の型は、前節に取上げた、
高山寺蔵三宝絵（孟蘭盆供）と東寺観智院本との
比較によって得た、異同の型と一致している。

(5) 類秘抄引用文と高山寺蔵三宝絵（孟蘭盆供）とは
同一系統の本であり、或いは同一本から直接に出
ていたかも知れない。

類秘抄の書写は承久二年であるから、少くとも鎌倉
初期の当時には、高山寺蔵三宝絵（孟蘭盆供）と同
じ、片仮名宣命体の片仮名交り文の三宝絵が存した
証となる。高山寺蔵類秘抄は定真の転写本であって、
その親本は、本奥によれば、勧修寺の興然上人が仁
平四年に書写したものであるから、片仮名交り文の
三宝絵が、溯って院政中期（関戸家本書写の保安元
年より三十数年後）には勧修寺に伝わっていた可能

性が大である。

高山寺蔵本の中には、勧修寺から伝来されたもの
が多いから、或いは、高山寺蔵三宝絵（孟蘭盆供）
の親本になった片仮名交り文の三宝絵は、勧修寺辺
から高山寺に伝来されたものかもしれない。

類秘抄引用文も高山寺蔵三宝絵（孟蘭盆供）も共
に巻下であるから、高山寺には巻下しか存しなかつ
たと考える余地もあるかも知れないが、鎌倉時代の
高山寺に、三宝絵が存したことは、高山寺に現蔵す
る「高山寺聖教目録」（重要文化財第一部第二四四
号）の「第八十九」に、

十善戒作法一卷 供舎講式一卷

釋迦出世奇記一卷 大品經釋三卷

三十講式二卷 諸經品釋等十卷

三寶繪二卷 往生要集二卷

靈山楞嚴院式一卷 円座羅義集巻下

と載っていることで知られる。この目録は連長目録
とも称され、鎌倉中期恐らく連長頃の書写であり、
当時における高山寺経蔵の蔵書の内容を知る上で重
要な文献である。

三宝絵が院政・鎌倉時代に、他の真言宗の寺院に
伝来されていたことは、仁平四年勧修寺興然上人書

写類秘抄引用、寛喜二年醍醐山西谷沙門叙賢書写(前田家本)、文永十年書写本が東寺寶泉院伝来(観智院本)で知られる。高山寺蔵の三宝絵もそういうものの一つである。

(注1) 東寺観智院本の総序による。

(注2) 大鏡卷三太政大臣伊尹の条に、「この宮(尊

四、(翻刻)高山寺蔵「三宝絵」詞章

「凡例」

一、この翻刻は、高山寺蔵三宝絵一帖(高山寺聖教類第四部第八七函番外10号)の全文を、その行取り・漢字片仮名交り文のままに翻字し、又、仮名遣、仮名の大字小字の別、振仮名の状態をも出来るだけ忠実に示そうとしたものである。

一、漢字の字体は、底本の字体を生かすことを原則とし、所謂、誤字・宛字・抄物書についても、底本のままに翻字し、その正しいと考えられる字体を、当該漢字の傍に括弧に包んで示した。

子)に御覽せさせむとて、三宝絵はつくれるなり。」とある。

(注3) 漢字における異体字等の字体の異同及び片仮名の大小の相違については取上げない。

又、テニヲハや活用語尾等を表記するかしないかの異同も取上げない。

(注4) 『高山寺経藏典籍文書目録第一』(高山寺典籍文書綜合調査團編、東京大学出版会刊)参照。

一、片仮名の字体は、現行の字体に改めた。「レ」の音価は現代の「ン」の表す音価とは必ずしも一致しないかも知れないが、便宜上、「ン」の字体で翻字した。

一、濁点は、一切附けない。

一、漢字の踊字は、底本に従って「々」で翻字した。片仮名の踊字は、底本通りに「ヽ」で示した。

一、底本の破損・虫損で読解し難い文字については、注でその旨を示した。

一、行取は、底本に従い、各丁の表(オ)・裏(ウ)毎に、行番号を私に加え、各行の行頭に算用数字で示した。

一、読み易さの便を考えて、私に左の符号を加えた。これは底本には存しない符号である。

1. 句読を示すために「、」を施す。句点と読点との区別はしない。読点に当る箇所「、」を施すことは最小限とした。

2. 漢文式語序の字句に返点(レ、一・二点)を私に施した。

「高山寺蔵三寶繪言葉」

(表紙)

兼才廿箱			
奉書寫		定光	
舍利	禮	一遍	定光
			光
三寶繪言葉			自光
孟蘭盆供事			短光
	加	自	恣

3. 助詞・助動詞及び活用語尾が表記されていない場合、私にその語句を()に包んで補ったところがある。その補読は必要最小限とした。

一、参考として、兼寺觀智院本の巻下の同箇所を翻字して示した。翻字の要領は高山寺蔵本の場合とほぼ同様である。但し萬葉仮名については、もとの字体のままに翻字し、「乃タマハク」のようにその傍にその読みに当る片名を()に包んで示した。

(表紙見返)

三寶繪言葉	國	諸
神通自在	道	禮
奉書寫	舍	利
	舍	利
三寶繪言葉内之		

〔観智院本三寶繪卷下〕

(一オ)

1 孟蘭食供

加自恣

2 食供ハ仏ノ御坐シ、ヨリハシメ給世、孟蘭食經

3 云、目連始テ六通ヲ得テ父母ヲ渡テ養テ

4 長リテ、恩ヲ原セム思テ生タル所ヲ見ルニ其母餓

5 鬼ノ中ニ生テ其ノ飢渡ル事无限シ、皮ト

6 骨ト連テ枯テ在リ、目連悲泣テ鉢ニ

7 飯ヲ盛テ持テ行^②ニ与フ、左ノ手ヲシ

8 鉢ヲ把テ飯ヲ取ニ右手ヲシ聊ニ取テ欲

9 喰^④ニ未^④喰^④ニ徒ニ飯即火ト成リ炭ト成ハヌレ

10 喰^④事不能ス、目連呼悲テ返テ仏ニ申ス、

11 仏云ク汝カ母罪重シ、汝一人非可尙、七月十五日ニ

(五十七ウ)

5 孟蘭食 加自恣

6 食供ハ佛ノヲハシマシ、世ヨリハシマレル世、孟蘭

食經ニ云、目連

7 ハシメテ六通ヲエテ父母ヲワタシテマシナヒ立タル

恩ヲムクヒン

(五十八オ)

1 ト思テ其生タラム所ヲミルニソノ母餓鬼ノ中ニ生テ

飢ヤセ

2 タルコトカキリナシ、皮ト骨トツラナリタテリ、目

連カナシミニナキテ

3 鉢ニ飯ヲモリテユキテ母ニアタフ、左ノ手シテハ飯

ヲサツク、右ノ

4 手シテハイサ、カトリテクハムトスルニイマタロニ

イラヌニ飯スナハチ

5 火トナリスミトナリヌレハクフ事アタハス、目連ク

ヒカナシヒテ仏ニ

6 申、佛ノタマハク、汝カ母ハ罪ヲモシ、汝ヒトリタ

スクヘキニアラス、

7 七月十五日ニ

① ヨー右傍補入。 ② テ母一破損ニテ字画欠損。

③ 把一旁ノ上部虫損。 ④ 喰一「喰喰喰谷或正」

クラフ「食」ワラフ クフル (観智院本類聚

名義抄・僧上一〇九)

(一ウ)

- 1 諸ノ味、美食、五菓等ヲ濟テ食ノ内ニ入テ
- 2 十方ノ僧ニ供養セ、此日ハ諸ノ仙道ヲ勤テ
- 3 位ニ至ル、(聲聞)耳耳緣覺十地并借ニ僧ノ形ヲ顯シ
- 4 皆來テ食ヲ受、是レ此ノ自恣ノ借ヲ供
- 5 養ハスレ 此世ノ父母、七世ノ父母、三途ノ苦ヲ出ト
- 6 宣フ、目連ノ母此日ニ一劫ノ餓鬼ノ苦ヲ免ヌ、
- 7 目連又仏ニ申ク、我母ノ免ルハ三寶ノ力也、若シ
- 8 末世ノ弟子モ又此事ヲスヘシ 仏ノ宣ク、若シ比丘モ比
- 9 丘尼モ國王モ王子モ大臣モ宰相モ三公モ百
- 10 官モ諸人モ孝在ラム物皆仏ノ歡喜ニ給フ
- 11 日、僧ノ自恣ル日ニ味ヲ調テ食ニ入テ僧ニ

(ニオ)

- 1 供養セ、現在父母ノ為ハニセ 命百病
- 2 无ラム、七世ノ父母ノ為ニセ、餓鬼ノ苦ヲ離テ
- 3 天上ノ樂ヲ受メヨ、願ハ孝ヲ行ハム者ハ念メ

- ① ノー破損、筆画僅カニ見ユ。 ② ノー墨アレ
- ド汚カ。 ③ 子モ一虫損。筆画ノ一部見ユ。
- ④ 自一右傍虫損アリ。 ⑤ シー虫損。終画ノ一
- 部見ユ。 ⑥ ハム一虫損ニテ存疑。

モ、チノ味、五ツク夕物、諸ノムマキク夕物ヲソナ
ヘテ

8 食ノ中ニイレテ十方ノ僧ニ供養セヨ、此日ハモロク
ノミチヲ

(五十八ウ)

- 1 モトメ位ニイル、聲聞緣覺十地ノ并カリニ僧ノ形ニ
アラハレテ
- 2 ミナ來テ飯ヲウク、コレラノ自恣ノ借ヲ供養スレハ
コノヨノ父母モ
- 3 七世ノ父母モ三途ノ苦ヒヲ出ル事得ト乃タマフ、目
連カ母
- 4 コノ日ニ一劫ノ餓鬼ノクルシミヲマヌカレヌ、目連
又仏ニ申、我
- 5 母ノマヌカレヌルハ三寶ノ力ナリ、モシスエノヨノ
御弟子モ若シ又
- 6 此事スヘシヤト、佛乃玉ハク、若シ比丘モ比丘尼モ
國王モ王子モ
- 7 大臣モ宰相モ三公モ百官モヨロツノ民モモ口ノ
孝アララム
- 8 モノハミナコノ欲死シ玉フ日、僧ノ自恣スル日ニ味
ヲト、ノヘテ

4ニ常ニ恩ヲ思ヒ年々ニ常ニ恩ヲ報トヨ宣リハ、
 5從此後ハ天堂大唐ニモ皆行フ、我國ノ公
 6私モ善多念ク、心地観經ニ仏ノ宣ハル見ハレ世
 7人ハ依子テ諸ノ善ヲ修ク、三途ニ落テ諸ノ
 8苦ヲ受ル物子聖ニ非ス、神通モ无ハケレ惡趣ノ
 9中ニ輪廻スレト救報ル事難シ、其ノ子後ニ追
 10求ニ功德ヲ作ル、大ナル金ノ尤有テ地獄
 11ノ火中ニ盲在テ父母ニ親テヲシ昔作シテ所ノ
 (ニウ)

1 罪ヲ思ヒ出テ一念ノ悔ル心ニ皆呼移テ日聞モ

① 受テ大部分虫操、最終函ノミ見ユ。

ハ下段ノ注

① (観智院本) 〇一〇テニ重書シ、ソノ右傍
 ニ一〇テトアリ。

(五十九オ)

1 食ニ入テモ口ノノ僧ニ供ヒヨ、現世ノ父母ツタメ
 ニモヒハ命百
 2 年ニシテ病ナクセ世ノ父母カタメニハ餓鬼ノクルシ
 ヒヲハナレテ
 3 天ノ樂ヒヲウケシメムトコヒネカヘ、孝ヲヲコナハ
 ムモノハ念々ニツネ
 4 ニ思ヒ年々ニ恩ヲムクヒヨト乃玉ヘリ、コレヨリ乃
 チハ天堂ニモ大
 5 唐ニモミナ行ッラム、我國ノ大ヤケワタクシモアマ
 ネクイソク、
 6 心地観經ニ佛ノタマヘルヲミレハ世人ハ子ニヨリテ
 モ口ノノツミヲ造
 7 ル、三途ニヲチテナカククルシヒヲウク、ソノ子ヒ
 シリニアラス、神通
 8 ナケレハ輪廻スラムオモモミスシテムクユヘキ事カタ
 シ、ソノ子後ニ
 (五十九ウ)

1 思ヒテ功德ヲツクレハ大ナル金ノ尤アリテ地獄ヲ照
 ス光ノ中ニ
 2 コ正有テソノ父母ニシラシムレハ昔ツクリシ所ノ罪
 ヲ思出ツ、

- 2 无ク受クル苦ヲ永ク被免ル事ヲ得ト云、子ヲ思
- 3 ヘル親ノ心ハ昔已ニ懇歎セ、能ク親ヲ導ク此
- 4 志、今日何ヲ疎シラム、抑、此日安居レハッ即
- 5 自恣ヲ増ス、堂ノ前庭ヲ拂テ寺ノ内ノ僧
- 6 ヲ集テ聽ノ次ニ任セテ座ヲ連ネ律ノ文ニ依テ
- 7 傳ルセ也、是時ニ堪タル物ヲ儲テ座ニ居ル
- 8 僧ニ施ス人在リ、或ハ楊枝ヲ削リ律ノ比丘ハ
- 9 楊枝ヲ用ル事ヲ免ス、五ノ利益在ト云ヘル也、
- 10 或ハ朴ノ皮干薑カクカ呵利勒丸等ヲ裹マリ、付
- 11 法藏經云、薄伽羅昔ノ世ニ一ノ比丘ノ頭ヲ

(三才)

- 1 病公ヲミテ呵利勒勒丸ヲ与ヘタリ 其刀、九十
 - 2 一劫善キ道ニ生テ樂ヲ受ク、此身百
 - 3 六十歳永命ヲ得テ病无ト云ヘリ、或ハ
- ①セー右傍補入。 ②傳一本文「傳」ノ右肩ニ
「傳」トス。 ③呵！字体「哥」。物一攝仮名
「ク」ノ下ニ「止」アリ、「拘」ノ誤写。

- 3 一念ノ悔ル心ニミナキエウセテヒマモナク受ルクル
シヒナカクマヌ
 - 4 カル、事ヲエツトノタマヘリ、子ヲ思ヒケルオヤノ
心サシ己ニネムコト
 - 5 ナリキ、ヲヤラミチヒク子ノ心サシ今日争カオロソ
カナラム、抑、此日
 - 6 惡ヲツクレハスナハチ自恣ヲオコナフ、堂ノマヘノ
庭ヲ拂テ寺ノ
 - 7 中ノ僧ヲアツム、聽ノ次ニマカセテ座ヲツラネ律ノ
文ニヨリテ
 - 8 コトヲツタヘタリ、此時ニカニシタカヘルモノヲマ
ウケテ座ニミテル
- (六十才)
- 1 僧ニホトコス人アリ、或ハ柳ノ枝ヲケツレリ、律ニ
イハク、比丘ハ楊枝
 - 2 ヲモチ申ルコトヲユルス、五ノ利益アリトイヘレハ
或ハ朴カクカ皮干薑
 - 3 呵梨勒丸等ヲツ、メリ、付法藏經ニ云、薄伽羅昔ノ
世ニヒトリノ
 - 4 比丘頭ヲヤムヲミテ一ノカリロクヲアタヘタリキ、
其後、九十一劫ヨキ
 - 5 身ニ生テ樂ヒヲウケコノ身ニ百六十歳ナカキ命ヲエ

- 4 序筆ヲ儲タリ、優婆塞戒經云、若^⑤帛
- 5 筆墨ヲ法師ニ施テ經法文ヲ合^レ書ハレ
- 6 智恵ヲ得ト云ヘリ、或ハ扇ヲ振レリ、正法
- 7 念經^云、扇ヲ以テ僧ニ施シテ流^クテ經ヲ
- 8 合^レ讀^{ハレ}誦^{ハレ}、風行天ニ生テ香キ白來^リ
- 9 扇ヲ喜樂^シ事無比^{トシ}云フ、何物カ人ニ
- 10 与ニフル果報少カラム、其中ニ僧ニ施スル功德殊勝也

(以上)

- テ病ナシト
- 6 イヘリ、或ハ紙墨筆ヲモトメタリ、大集經ニ云、紙
- 墨筆ヲモト
- 7 テ法師ニホトコシテ經法ヲカキウツサシムレハ智恵
- ヲウトイヘリ、
- 8 或ハ扇ヲハレリ、正法念經ニ云、僧ヲミテ扇ヲホト
- コシテ經法ヲ
- (六十ウ)
- 1 ヨミ誦セシムルハ命終リテ風^{クサ}行天ニムマル、香キ白
- 來リ吹テ
- 2 ヨコヒタノシヒナラヒナシトイヘリ、何レノ物カ
- 人ニアタフルニ果報
- 3 カ口クスクナカラム、ソノナカニ僧ニホトコス功德
- ハ殊ニ勝タリ

(以上)

(三ウ)

- 1 一心頂礼万徳円満釋迦如來
- 2 身心舍利本地法身法界塔婆
- 3 找菩礼敬以找現身入找々入
- 4 佛加持故找證菩提以佛神力
- 5 利益衆生發菩提心修菩薩行
- 6 圓入円寂平等大智今將眞礼

(四才)

- 1 初發心時 便成正覺 具足慧身 法身三蜜
- 2 不自他悟 唯知 聚 出經 聚 礼 礼

- 3 阿耨多羅三藐三菩提 眞生
- 4 極位故 要當 眞舍 眞舍 眞舍
- 5 唯是 受持 此 極見聞 教令
- 6 眞是 受持 此 極見聞 教令
- 7 眞是 受持 此 極見聞 教令

(四ウ 裏表紙)

- 1 梅尾高山寺
- 2 方便智院 順?
- 3 如上人規可令全
- 4 知行 眞念 給茂神也

「附記」本資料の調査に当っては、高山寺の築上照
澄泥下、小川良棟、松本千恵子様の格別の御高情
を忝うし、又、高山寺典籍文書綜合調査団の築上
裕博士はじめ団員諸氏のお世話を頂いた。本稿の

整備・浄書及び油印には、佐々木峻氏と牧野泰子
氏のお世話になった。記して各位に御礼申上げる。
本稿は、昭和五十二年度文部省科学研究費による
研究成果の一である。